

2 墨総契第 4 8 3 号  
令和 2 年 8 月 2 7 日

各課（所・館・局・次）長 様

契約課長 福谷 光広

### 随意契約に係る適正な事務処理について（通知）

契約事務手続においては、競争入札を原則として透明性及び競争性を高めながら厳正かつ公平に執行することが基本であり、やむを得ない場合に限って、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の規定により随意契約を締結することが認められています。また、随意契約の相手方を指定する際の「指定理由書」には、明確な指定理由を記載しなければならないこととなっています（墨田区契約事務規則第 7 4 条）

しかし、最近、上記施行令の要件の適合性を検討することなく、明確な指定理由もないまま、安易に随意契約の締結請求がなされる事例が増えています。

随意契約を巡っては、区議会、入札等外部審査委員会等から、契約の締結に至る過程が不透明であるなどの厳しい指摘もあり、より一層の透明性の確保が求められています。

つきましては、各所管課において、上記施行令のどの規定に該当するのか、及び相手方を指定する明確な理由があるのかに関し、別添資料「随意契約について」を参考にしながら、厳格な内容の精査を行った上で、契約締結請求をしていただきますよう、改めてお願いします。

この文書は、全課・全事業所（保育園、こども園、小・中学校及び幼稚園を除く。）に送付しています。

#### 【問合せ先】

総務部契約課契約係

（物品担当）電話 03-5608-6250～1 内線 3871～3874

（工事担当）電話 03-5608-6252 内線 3875～3877